

平成20年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成20年12月17日(水)
13:30~15:30

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 9名

漁業者代表: 奥村義雄、桂川善彦、戸部一秋、西脇庄市、
吉澤 喜

遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子

学識経験者代表: 川合千代子、吉村朝之

4. 審議事項

- ・議第6号 岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者(副会長)の選出について
- ・議第7号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について
- ・議第8号 遊漁規則の一部変更について
- ・議第9号 コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について
- ・議第10号 増殖指示数量の減免について
- ・議第11号 平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量について
- ・議第12号 区画漁業の免許申請に係る諮問に対する答申について
- ・議第13号 「岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成16年4月1日内水面漁場管理委員会告示1号)」の廃止について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○荒井事務局長

それでは、ただ今から、平成20年度 第3回 の内水面漁場管理委員会を開会させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

今回の開催は、新体制となりまして最初の委員会でございます。新しく選任された委員さんも、第17期に引き続いて選任された委員さんも、これからよろしくお願ひします。それでは、議事のほうに移らせていただきたいと思います。まだ、会長、副会長が選出されておられませんので、会長、副会長が選出されるまでの間、私、事務局長の荒井に議長をおまかせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○荒井事務局長

それでは、ご異議等ございませんので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の議題につきましては、会長、副会長の選出の他、7件ほどございますが、皆様よろしくお願いいたします。それではまず、本日の出席委員数の報告を事務局から報告させていただきます。

○森書記

本委員会委員定数13名中9名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

○荒井事務局長

本日の議事録署名者には、吉澤委員さんと町野委員さんをお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。

【議第6号】

○荒井事務局長

それでは、議事のほうに入ります。

議第6号「岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者の選出について」
を議題とします。事務局から説明させていただきます。

○森書記

それでは、議第6号「岐阜県内水面漁場管理委員会の会長及び会長職務代理者の選出について」としまして、本議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第4条第1項の規定により会長及び会長職務代理者を選出するものでございます。関係法令につきましては、下の方に書いてありますように、漁業法第85条第2項、海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選するとあります。また、第132条においては、内水面漁場管理委員会においては、この海区漁業調整委員会の規定を準用するとあります。P2以降に岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程を添付させていただきました。その中で、第4条で会長及び会長職務代理者は委員の互選によって選出するという事で、これから互選ということをお願いします。なお、18期の委員さんの名簿につきましては、次第の裏面に添付してございますので、これを参考にいただければと思います。よろしくお願いします。

○荒井事務局長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご推薦等ございませんか。

○奥村委員

今の会長については、委員の互選ということなのですが、私としましては戸部一秋さんを推薦させていただきたいと思います。ご存じの方もあろうかと思いますが、戸部さんは、現在は漁連会長として非常にがんばっていただいておりますし、また、以前は県議としまして、非常に活躍いただいていたということで、是非とも、会長にいただければ、と思います。

○戸部委員

新入りなのでどうですか。

○奥村委員

新入りとかは関係ないです。それから、副会長も推薦してよろしいですか。

○荒井事務局長

よろしくお願いします。

○奥村委員

駒田格知さんをお願いしたいと思います。

○荒井事務局長

ただ今ご推薦がありましたが、他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○荒井事務局長

それでは、他に無いようですので、お諮りいたします。議第6号につきましては、会長を戸部委員さん、副会長を駒田委員さんとする事でご異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○荒井事務局長

ご異議がないようですので、会長を戸部委員さん、副会長を駒田委員さんということで、よろしくお願いいたします。それでは、会長が選出されましたので、議長を交代させていただきます。戸部会長、よろしくお願いいたします。

○戸部会長

それでは、新入りですが、まとめ役をやれということでありますので、皆さんにご協力とご指導をいただきながら、22年には「海づくり大会」と、大変重要な時期がありますが、一生懸命にまとめ役をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議第7号】

○戸部会長

それでは、議事に入らせていただきます。議第7号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○森書記

それでは、議第7号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」を説明させていただきます。本議題は、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第3条第3項の規定により、当委員会の書記の職を次のとおり免ずるものでございます。書記1名の解任ということでございます。氏名は松原新敏、水産課の管理調整担当をやっていたのですが、10月10日の組織改編による異動に伴い、解任ということでございます。ちなみに、松原書記が1名抜けることによりまして、今後は、1名減の体制となります。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第7号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第7号については原案のとおり決定します。

【議第8号】

○戸部会長

それでは、議第8号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第8号「遊漁規則の一部変更について」を説明させていただきます。本議題は遊漁規則の一部変更について、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。P3をご覧ください。今回申請が上っておりますのは、この板取川上流漁協のもの1件のみとなっております。内容につきましては、特定釣漁場の新設でございます。図面等、参考となります資料はP4

以降に添付してございます。区域、板取川支流高賀川の関市洞戸高賀地内(株)中部電力取水堰堤下流端から下流、板取川合流点までの区域、魚種、あまご、期間、3月1日から9月30日まで、料金、1人当たり1日1,500円、変更理由は「一般漁場としての利用度が低い当該漁場の有効活用を図るため」というものでございます。施行予定年月日は、平成21年3月1日でございます。当然のことではございますが、今回、同時に、行使規則の変更申請も上がっております。漁協の組合員につきましても遊漁者と同じ扱いということでございまして、この設置に関しましては、遊漁を不当に制限する等の法律に抵触するものとはなっておりません。それから、P8以降に添付してございますが、県が定める「設置要領」からも外れるようなものではなく、適正と認められます。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○奥村委員

これは、放流は毎週金曜日に限られているのですか。

○松田書記

そうです。定期的に濃密に放流していくというものでございます。毎日というわけではないです。

○奥村委員

1ヶ月に4回、毎週金曜日とあるものですから。

○吉村委員

この280kgというのは、毎回ということですか。

○松田書記

いえ。1回10kgで月4回ですので、シーズンを通してのトータルということですよ。

○奥村委員

かっこ書きの平成19年380kgというのはどういうことですか。

○松田書記

板取川上流漁協管内の、漁場全体の放流量ということですよ。

○森書記

そうです。この場所のものではなくて、漁協としての増殖行為の部分です。放流量が少ないのではないかとされているのではないかと思います。単価的に1,500円ということで、アマゴとしては低い料金設定となっております。特定釣り漁場というのは釣り堀的に漁場を活用するのですが、方法論として今、大きく2つのパターンにより対応してやってもらっています。人が来たときに毎回、それに合わせて1kgなりを放流するかたちと、事前にまとめて定期的に放流して濃密な状態にして、後は自由に釣ってもらうというかたちです。今、手軽で、足場がしっかりしていて安全ということで、また、目が届くということで、利用といいますか、需要があるという状況でございます。それと今、説明にあったように、板取川本川は良い漁場ですが、高賀川はちょっと水が少ないということで、一般漁場としてはなかなか活用されていないということで、そこを活用して、組合経営が若干厳しいときですので「何らかのプラスになれば」という取り組みでございます。

○吉澤委員

これは組合がやられることなので結構な事だとは思いますが、私らの考えですと、1回に10kg放流して監視員を置いてやって、本当に採算が合うのかなと思います。

私らですと、1回に600kgぐらい放流して、アマゴとヤマメとマスを混ぜて放流して、30回程やるのですが、安いのでお客は来るのですが、ほとんど採算的には合わない。特定釣り漁場も別に、稲越でやっているのですが、監視を置くと採算的に合わないということで、結構難しいと思います。

○奥村委員

気良では1人に1kgということで、入れてやっています。その代わりに料金は2,500円なんですけど、今、言われるように監視員をつけると赤字になるということで、今、女性の人をお願いしてやっておりますが、かなり厳しい仕事かなと思います。

○戸部会長

他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、他に無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第8号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第8号については原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記

(答申文案の朗読)

【議第9号】

○戸部会長

それでは、続きまして、議第9号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第9号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を説明させていただきます。本議題は、当委員会が指示をしている「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示」の指示期限満了に伴い、再指示をするものでございます。P2をご覧ください。これは、KHV病の発生状況をまとめた表でございますが、この様に途切れることなく発生が続いておりまして、平成20年におきましても河川で1件、個人池等で7件の発生が認められております。この様なことを踏まえまして、P1にお戻り下さい。この様なことから、平成21年のKHV病まん延防止対策に係る委員会指示方針(案)としましては、平成20年のKHV病の発生状況は、河川が1件、個人池等が7件と、いまだ予断を許さない状況であることから、平成21年についてもコイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲に鉄砲川を加えたうえ、今年と同様の指示をすることとする。なお、指示の期間は、1年間とする。P3をご覧ください。これが公示文案でございます。初めての方もみえますので、ちょっと読ませていただきます。(公示文案朗読)。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○川合委員

図で示された全ての水域が対象となるということですか。

○松田書記

はい。それと、連接する、魚が行き来するような水路、ため池も含みます。

○川合委員

今年、四国の西条市のきれいな川に行きましたが、そこも KHV 病の影響でコイが持ち出し禁止になっていましたが、それを制限するために網があったような気がしますが、こういった制限することによって他の魚への影響とかは大丈夫ですか。

○森書記

赤く塗られた水域で獲ったコイについて、それをを持ち出してはいけないという規制があるのですが、赤く塗られた水域と赤くない部分には今、網などの制限するもの等はございません。それから、この委員会の指示、持ち出し禁止の指示といたしますのは、岐阜県だけではなく、今はほとんどの県でそういう規制をしている状況でございます。それからもう一つ、2番目のものは放流の制限ということで、これも大事なところですよ。「むやみに素性の分からないコイを放流して病気を広げてもらっては困る」ということで、後ほどまた議論になろうかとは思いますが、増殖指示の中でコイは今、「放流しなさい」ということにはしておりません。そういうかたちで整理しているのですが、どうしてもコイを釣りたい、放流したい、という漁協さんもありますので、その時には放流するコイについて、ウイルスをもっているかどうかを確認していただいて、何ももっていなければ放流してもらうということで対応しております。

○奥村委員

この赤でマークした水系については、去年は出てないんですか。

○森書記

この水系では出ていないと言いますか、報告は入っておりません。この図面の中で、鉄砲川、川島を流れている川なのですが、ここで死魚が見つかったので調べたら KHV 病だったということで、今年度新たにここが加わったということでございます。「他の水域で死んだ魚がいたか」ということとなりますと、情報は無いということでございます。ただ、白にするには今はまだ、汚染されていないとする根拠が無いものですから、今までの積み上げがこの水域ということでございます。

○奥村委員

去年心配をおかけしました大和の錦コイ、東京の方へ鰓を送って調べてもらいましたが、全部陰性でした。

○戸部会長

他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、他に無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第9号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第9号については原案のとおり決定します。

【議第10号】

○戸部会長

それでは、続きまして、議第10号「増殖指示数量の減免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第10号「増殖指示数量の減免について」を説明させていただきます。本議題は、ウナギの義務放流量の減免について、別紙のとおり美山漁協から要望を受けたものでございます。P3以降に参考となります資料を添付しておりますが、今年度はシラスウナギの不漁によりまして、各漁協さん、放流用種苗の確保には随分苦労されたと聞いております。この様な中におきまして、美山漁協が指示数量を満たす放流ができなかったというものでございます。事の概要につきましては「当該組合では当初、ウナギの指示数量を満たすことが可能な前年並の予算を確保していましたが、近年希に見るシラスウナギの不漁により当該種苗単価が急騰したこと等から想定した数量を確保して放流することができなくなった」というものでございます。主な要因は「アユの初期放流種苗の成績が芳しくなく、追加放流を余儀なくされる等、ギリギリまで出費が嵩み、ウナギの放流経費増に対応できなかったことと、品薄に伴う種苗入手の困難さ」というものでございます。そして、減免案としましては、ウナギ放流用種苗の高騰、入手の困難さ、組合の経営状態を確認しており、本年度、指示数量を満たす放流ができなかったことはやむを得なかったとするものでございます。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○吉村委員

シラスウナギはどこから漁協さんへ出るのですか。

○森書記

シラスウナギはご存じのとおり透明ですが、それを漁協さんが直接購入するのではなくて、一旦池入れして、黒子の段階になったものを購入します。

○吉村委員

津屋川の水門あたりで盛んに採捕されていますよね。

○森書記

シラスの採捕は、今言われた揖斐川や木曽川なのですが、捕られたものは一旦、三重県等のシラスを集約する業者に入り、そこから、各養鰻業者に池入れされます。そして、そこである程度育ったものを漁協が購入して放流するという流れになっています。

○吉村委員

毎年取材に行っているのですが、何か不思議な雰囲気がありまして、今言ったルートで流れていないものがあるんですね。

○森書記

国の方もそういうことを言っていますね。海外に流れているのではないかと。

○吉村委員

それもありますし、直接養鰻業者さんの方へ出して、河川放流のためという用途ではなくて、食用とするルートで流れていくのがあるようです。そういうルートがあるために、漁協さんが仕入れる、黒子にするまでの絶対量が少なくなってしまうのではないかと思います。それで値段が高騰しているんじゃないかと思います。

○奥村委員

全くご指摘のとおりだと思います。安価に入るものというのは案外、養鰻業者が、成長が悪いものを、土用までに商品にならないものを出してくるものなのです。发育の悪いものは河川へ来ても发育が悪いと思います。私もこれまで、やはり正規の対応で買ってほしいという話をしてきたわけですが、入手するにはかなり高額なお金がいるのではないかと思います。

○川合委員

主婦の立場から言わせていただくと、最近、中国のウナギはもう食べたくないというようなムードで、国内産を探しています。高くてもしょうがない、高いとよけいに食べなくなるというのがあって、内需的にはウナギをもっともっと増やしてほしいというのがあるのです。実際私、中国の川筋に行ったことがあるのですが、あの川を見たら気持ち悪くて食べる気がしないから、日本のきれいな川にもっともっと増やしてほしいなと思います。他の魚も大事ですが、ウナギをもっと食べたいなと思うっています。

○奥村委員

河川で結構大きくなっても、どのウナギがどうなったかと追跡調査をしたわけではないので分からないのですが、できればもっといい種苗が入ればと思っています。

○吉澤委員

ウナギの種苗は、今年は特別高かったですね。

○川合委員

日本産だと言いながら中国産であったりというごまかしがあったりして、ますます日本産が貴重になってくると思います。

○奥村委員

美山のウナギも、この様な事情でやむを得ないですね。

○戸部会長

他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、他に無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第10号「増殖指示数量の減免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第10号については原案のとおり決定します。

【議第11号】

○戸部会長

それでは、続きまして、議第11号「平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第11号「平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を説明させていただきます。本議題は、漁業法第130条第3項の規定により、第5種共同漁業権に係る平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量を定めるものでござい

す。P 2をご覧ください。これは、平成21年度の増殖指示数量(案)の一覧表です。これに至りました方針、根拠等は、後ほど説明させていただきますが、表中、太枠で囲ってあります数字は今年度よりも減量となるもの、その他につきましては今年度と同量となるものを示しています。ちなみに、今年度よりも増量となるものはございません。続きまして、P 3以降に放流実績等を記載したものを添付しておりますが、詳細については省略させていただきます。備考欄にあります各漁協さんからの要望のみを紹介させていただきます。内共第4号、海津市、養老郡漁協の共有漁場ですが、内、養老郡漁協から、フナ-100kg、ウナギ-10kgの要望、P 4の方に行きまして、内共第8号揖斐川中部漁協、アユ-500kg、内共第9号揖斐川久瀬漁協、アユ-10kg、内共第10号揖斐川上流漁協、アユ-200kg、P 6の方に行っていただきまして、内共第20号板取川上流漁協、アマゴ-40kg、P 7の方に行っていただきまして、木曽川長良川下流、日本ライン、木曽川、愛北の共有漁場でございますが、内、木曽川漁協からアユ卵の人工ふ化放流を現行の1/10にしてほしいという要望、P 9の方に行っていただきまして、内共第32号益田川漁協、ウナギ-30kg、アユへの変更、内共第35号馬瀬川上流漁協、アマゴ-280kg、ウナギ-10kg、P 10の方へ行っていただきまして、内共第36号和良川漁協、アユ-200kg、アマゴ-50kg、P 12の方に行っていただきまして、内共第50号庄川漁協、ヤマメを1,200kgから1,400kgの範囲にと、こういったことを踏まえまして、P 14をご覧ください。ここに、平成21年度の増殖指示数量に関する方針及び要望への対応案を示しております。基本方針につきましては、あくまでも平成15年1月10日委員会決定の「増殖指示数量の基本方針」でございますが、近年の自然環境や、社会情勢の変化スピードの速さ、漁協経営の厳しさ等を考慮しまして、応急的に減量基準等を検討しております。まず、コイの増殖指示方針でございますが、平成20年のKHV病の発生状況は、河川が1件、個人池が7件と、いまだ終息の兆しが見られないこと、また、これに伴い次年度以降も健苗入手の不確実性が懸念されること等から、現時点においてコイ種苗の放流指示を再開することは天然水域での発生を助長し、関係各位を混乱させる可能性が極めて高いことから、今年度と同様、平成21年度についてもコイの増殖指示は出さないこととする。続きまして、アユの増殖指示方針ですが、冷水病が全国的に蔓延して収束の兆しが見られない中、岐阜県においては県下漁協の放流量に足る健苗が慢性的に不足している状況にあり、その被害の結果、遊漁者からのクレーム等により追加放流を余儀なくされている漁協が散見されております。この様に、やむを得ず大量に放流しなければならなくなった場合においても、定法による指示数量の算定では増量指示をしなければならない場合が生じてくるため、係る悪循環を防止するため、「指示数量の魚種間の変更」等の特殊な場合を除き、アユ冷水病被害が収束に向かうまでの間は指示数量の増量を行わないこととする。続きまして、ウナギの増殖指示方針ですが、放流用種苗供給の不安定さから今年度若干の混乱は認められましたが、一過性のものである可能性もあるため、現状の方針のまま様子を見ることとする。続きまして、要望に対する対応方針ですが、まず、フナですが、KHV病が蔓延する以前のコイ、フナをセットにした指示の基本方針の主旨は「両種の資源動向を観ながら両種の放流量等を柔軟に増減できるように」というものでありましたが、21年度もコイの増殖指示を出さない中、フナのみ指示数量を固定化してしまうことは、増殖指示方針の主旨に添うものではない。このため、コイ、フナをセットで指示できるようになるまでの間、フナの放流は資源動向に注視しながら漁協からの要望を最大限に加味して対応していく。対象となる漁協は、県内全漁協、基準、減量の範囲につきましては水産庁の通達にもありますように、過去の実績も勘案すべき事項として上がっておりますので、あまりにも極端に少なくならないよう、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、それが県内漁場における前年度の最低指示数量を下回らないようなものとする。続きまして、その他の魚種ですが、従来の指示数量の減量に係わる計算式は遊漁料収入が低い漁協に不利に働くため、当該計算式とは別に、下記条件に合致する漁協についても当面の間、漁協要望の比重を大きく加味し、漁場の特性や漁協の経営状況等を勘案して対応する。P 26以降の図をご覧ください。初めての委員さんもみえますので、考え方の基本となりましたデータの一部を紹介させていただきます。漁協さんの特色を知る上での要素は多岐にわたりますが、最も見やすいものの一つとしまして、遊漁料収入の階級別漁協数がございます。100万円未満から6,500万円未満までの階級がございますが、正規分布ではない、非常に偏った分布をしております。それで、

このグラフの形から言えますことは、これは性格の異なる集団であり、固まりではなく、ある程度個々に見ていかなければならないということでございます。続きまして、次ページをご覧ください。こういった中で矢印で示した漁協さん、例えば、11番の漁協さんを例に見ますと、遊漁料収入が放流経費を下回り、かつ賦課及び行使料収入の総額を下回る等、組合員さんの負担が大きく、経営が安定的であるとは言いがたいような状況でございます。もちろん遊漁者のためだけに種苗放流をするわけではありませんが、このグラフを見ていただければ、いかに漁協間で差が大きいのか、性格が異なるかは、分かっていると思います。そして、この様な漁協さんは、ある程度個々に見てやっていかなければならないと思います。この様な状況を踏まえまして、P15にお戻り下さい。この様なことから、対象となる漁協としましては、①遊漁料収入が放流経費を下回り、かつ賦課・行使料収入の総額を下回る、漁場を管理する上で漁協の負担が遊漁者のそれと比較して著しく大きい漁協、②組合員一人当たりの負担額が遊漁者のそれと比較して著しく大きい漁協、③経費を切りつめてなお、経営が著しく悪化している漁協、としております。続きまして、基準、減量の範囲としましては、まず、適正目標増殖量の定めがある魚種ですが、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、それが適正目標増殖量の1/2を下回らないことを標準とする。ただし、人件費等、漁協経営を切りつめてなお、経営が逼迫していると認められる漁協、当該魚種について指示以外の増殖努力をしている漁協については、さらに若干の勘案をするものとする。続きまして、適正目標増殖量の定めが無い魚種ですが、これは、考え方はふなと同じでございます。この様なことを踏まえまして、具体的要望内容とその対応（案）ですが、まず、フナ、養老郡漁協、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。続きまして、その他の魚種ですが、養老郡漁協、ウナギ、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。揖斐川中部漁協、アユ、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。揖斐川久瀬漁協、アユ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。揖斐川上流漁協、アユ、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。板取川上流漁協、アマゴ、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。木曽川漁協、アユ卵人工ふ化放流、上記基準に適合する、漁場を共有する木曽川長良川下流漁協からは要望が上がっていないこと、また、伊勢湾に注がない河川に放流される種苗生産用の親魚を採捕している実態があることから、同河川流域の資源保護を考慮し、指示数量は現状維持とする。益田川、ウナギの一部をアユに切り替えるというものですが、「増殖指示数量の基本方針」において、各組合の事情等により前年度の指示数量の1/3までを他魚種と変更できることを認めておりますが、上記に適合せず、また、ここでいう「事情等」にも当てはまらないことから、現状維持とする。馬瀬川上流漁協、アマゴ、ウナギ、上記基準に適合するため、指示数量を減量する。ただし、アマゴについて、要望通りの減量とすれば適正目標増殖量を大きく下回ることになることから、若干の上乗せをすることとする。和良川漁協、アユ、アマゴ、上記基準に適合するため、要望通り指示数量を減量する。ただし、いずれの魚種についても、要望通りの減量とすれば適正目標増殖量を大きく下回ることになることから、若干の上乗せをすることとする。庄川漁協、ヤマメ、上記基準に適合しないため、現状維持とする。近年の社会情勢の変化スピードの速さ、漁協経営の厳しさ等を勘案し、応急的に基準を設けますが、ベースとなるものはあくまでも平成15年の指示方針でございます。ただ、現在、あらゆる面において内水面漁業の転換期にあると考えられるため、次期免許時の増殖指示方針を検討する上でも、今後も様々な取組を応急的、試験的に試みていきたいと思っております。以上、この様な考え方をもちまして、増殖指示数量（案）を策定しております。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○吉澤委員

例年5kg づつフナを入れているのですが、このフナのための指示数量が出始めたのは4年くらい前からなのですが、それまでは「コイ・フナでコイを入れるからフナはいい」ということだったんですが、非常に漁業者からの評判が悪い。5kg ぐらいなのですが、網をやるとかかったりする。フナというのは非常に繁殖力が大きい。実質的に

今、うちに入れているのはヘラブナなので、在来の方ナとは違いますが、網にかかってどうしようもない。それで今、繁殖したものがダムにいっぱいいるのですが、そういうものを、漁業権魚種ということは分かるのですが、どうして入れなければならないのかと。これは、上流の宮川漁協も同じ考えなのですが、できれば、漁業権魚種であっても、以前は放流していなかったものを、コイを放流しないでフナを放流するという考え方はやめてもらいたい。刺し網をする漁業者のほとんど、みんなから文句が来るんです。なぜ、組合長が代わったらフナを入れるようになったのかと。まあ、今回の分はいいんですが、金額的には安いので全然問題ないのですが、漁業者から文句が来るのはかないません。これは、上流の宮川漁協さんも同じ考えですが、22年度以降はどのような考えをお持ちですか。

○森書記

今のお話は、コイの指示数量を出しておりませんのでフナの方の指示数量となってしまうのですが、川を見てみるとフナがいっぱいいるということで、フナを放流したくないということですか。本来は、指示数量があるものについては履行していただきたいのですが、その代わりにコイを、委員会指示の検査を受けて無病と分かったものを放流することによって、フナの方の実績にしたいということだと思うのですが、全く放流しないということは難しいと思います。

○吉澤委員

コイについては、検査してもらったものを3tぐらい放流しているのですが。

○森書記

そういう実績はあるんですね。

○吉澤委員

上流の宮川漁協さんも観光用のコイとかをうちのダムから持って行って放流しているんです。何とかならないかという話があるのです。まあ、今回についてはいいんですが、22年度以降、考えていただければありがたいです。

○森書記

フナについてはルールですから「放流しなければいけない」という指示を出しているのですが、今の話によりますと、千キロ単位で放流しているということで、その部分でフナの方を考慮してほしいということなんです。それは、今は検討させてくださいとしか言えません。若しくは今、委員さんから意見をいただければ、それを参考に、次年度に向けて検討できると思うのですが、ただ、そういう方向で検討しているのかという部分があります。ある程度、委員会の中で、「そういう部分も考慮すべき」というものがありましたら、事務局としても検討しやすいのですが。そうしましたら、次回の委員会の時に今のフナの方の指示数量の取り扱いについて、いろんな考え方を事務局としてつくって、提出させてもらうということはどうですか。その中で、例えばフナの方の指示数量はルールなので、やはり守ってもらわなければならないという部分が出てくるとは思うのですが、今、吉澤委員さんが言われたように、フナは川の中でいっぱいだと、しかし、コイは指示数量はないけれども、検査をして無菌の、病気にかかっていないコイを千キロ単位で放流していると、そのこと考慮してもらえないかというのが一つ出てくるだろうし、そうしますと他の漁協の取り扱いがありますので、そのあたりをある程度規制が掛かるようなかたちにしておかなければならないと思いますので、2案か、3案になるのかは分かりませんが、そういうものをつくらせていただいて、次回の委員会で方向性を判断いただければ、22年度の指示数量に向けて生かしていけると思うのですが。

○吉村委員

今、吉澤委員さんがおっしゃったように、全くそのとおりだとは思いますが、フナの方の資源としての価値はどうなんですか。もちろん釣り堀とかは一つのゲームとしてあるのですが、河川でわざわざフナを狙って釣る遊漁者がいるかどうか。

○吉澤委員
うちの方では全然いないです。

○町野委員
宮川下流で釣りをしている私らは、フナなんかは釣りません。

○奥村委員
琵琶湖のフナがダメになったので、琵琶湖の業者が買っていくらしい。特に揖斐川下流域のものを。結構それなりの価値があるらしいです。

○西脇委員
養老、海津は琵琶湖の業者が入ってきて、琵琶湖のフナが不足しているので、それはもう、どんなフナでも買っていきます。

○吉村委員
上流域はどうなんですか。

○奥村委員
上流域はダメです。

○吉村委員
繁殖率が高いんです。特に下流域、中流域は。

○戸部会長
岐阜県中、川が一緒ということはないので、やはり例外として考えた方がベターではないか。

○吉澤委員
昔は漁業の免許を得るときに、コイ・フナで1つの枠だったんですね。それで、「コイを入れるのでフナはいい」ということだったんですが、今、ヘルペスが出て、指示としてはそういう格好になるわけですが、こんなに自然繁殖するものを「どうして入れるのか」ということになる。金額的には安いのでいいんですけど。

○森書記
やはり、漁業権魚種となっているのが、コイ・フナという様になっていけば、フナについても毎年の増殖はお願いしたいと思うのですが。最低限、やったという部分はいただきたいと思うのです。ただ、コイ・フナで、いまはフナだけしか指示数量は出していないんですが、KHV病が蔓延する前までは、コイ・フナで、何kgという指示を出していたんですね。例えば100kg指示して、その内訳については、今年はフナが少ないので80kgにしますと、コイは20kgにしますと、その逆もそうですが、ただ、漁業権魚種になっておりますので、100kgの内、最低1kgぐらいいは、増殖行為はしていますと、そういうかたちは漁業権をもらっている以上はやっていただきたいというのが筋というか、うちの考え方なのです。ですから、今の5kgの部分の取り扱いについては、大変微妙なところがあるかとは思いますが。

○吉澤委員
それはよく分かるのですが。組合員に突き上げられるものですから。

○奥村委員
基本的には、河川からみたらコイとフナというのは別ものとすべきではないでしょうか。

○森書記
コイ・フナは養老郡漁協さんなどで主になっている魚種ですが、ある程度、両方バランスを取って増殖というかたちがいいのではないのかと思うのですが。

○西脇委員

養老の方ではコイは増えすぎてしょうがないです。(コイは商品にならないですか。) コイは商品にならない。増えすぎてしょうがないです。7 kg、8 kg のコイがいる。揖斐川にしても下流の方がものすごく多い。

○戸部会長

私の方でもコイは網にかかっても捨ててしまいます。誰も買ってくれません。

○西脇委員

コイも食用サイズとして売れるのは1 kg そこそこの大きさのものだけです。4 kg にも5 kg にもなるともう、誰も買ってくれません。

○奥村委員

コイ、ニゴイはアユを食べますし。

○森書記

でも、川はアユだけではありませんので、他の魚もバランス良く増やしていただくのが1番です。このことにつきましては、次回、資料を作成して提出させていただきたいと思いますので、議論していただければと思います。

○戸部会長

他にございませんか。それでは、22年度以降のコイ・フナの方流については、執行部の方で良く検討して、次の委員会で資料を上げてくるということで、よろしいですか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第11号「平成21年度魚種別増殖方法及び指示数量について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第11号については原案のとおり決定します。

【議第12号】

○戸部会長

それでは、続きまして、議第12号「区画漁業の免許申請に係る諮問に対する答申について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第12号「区画漁業の免許申請に係る諮問に対する答申について」を説明させていただきます。本議題は、区画漁業の免許申請について、漁業法第12条の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。P3をご覧ください。新しく委員になられた方もみえますので、これまでの経緯等を簡単に説明させていただきます。漁業権という言葉は耳にする機会も多いと思われますが、現在、県下に設定されております漁業権の種類には、共同漁業権と区画漁業権がございます。共同漁業権につきましては、第1種と第2種が免許されておりまして、主な特徴としては、これは、漁業を営む権利であること、存続期間は10年であるということ、組合を受け皿として免許されます組合管理漁業権であるということなどです。そして、

もう一方の区画漁業権につきましては、第1種と第2種が免許されておりまして、主な特徴としましては、これは、養殖業を営む権利であること、存続期間は5年であること、経営者に直接免許されます経営者免許漁業権であることなどです。そして、今回の対象はこちらの方となっております。現在の免許状況としましては、第1種が1件、第2種が14件となっております。そして、現在、これらの湖沼等を活用しようとする漁業者等の要望をベースに漁場計画を樹立しまして、申請者を募ったところでございます。P4をご覧ください。これが、免許切替までのフローと委員会との係わりを示した図ですが、現在、6番の免許申請までが終了しておりますので、今回の委員会におきましては、7番の適格性等の審査、8番の優先順位の審査を経まして、諮問に対する答申へと進んでまいります。参考としまして、P5、6に公示した漁場計画を添付しておりますので、ご確認下さい。詳細については省略させていただきますが、当該計画におきまして、漁業種類、公示番号、漁業時期、制限又は条件、存続期間、免許予定日、申請期間、地元地区を決定しております。そして、別表にありますように漁業の名称、漁場の区域等を明らかにした上で申請者を募りましたところ、P7のとおり申請が上がっております。これも、個々の説明は省略させていただきますが、左表のとおりでございますが、第12号のみ申請が上がりましたが、各々の漁場に対してまして、各1者の申請が上がっております。P8をご覧ください。ここで問題となりますのは、何を審議すれば良いのかということでございますが、ここに、免許をしない場合という法文を記しております。各項について、説明させていただきます。第13条、左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。「申請者が第14条に規定する適格性を有する者でない場合」これは、該当ございません。これにつきましては、主に海面を想定したものでございまして、内水面、特に岐阜県におきましては特筆すべきことはございません。続きまして、「第11条第5項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合」、これも該当ございません。いずれも公示と同じ内容で申請が上がっております。続きまして、「その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合」、これも該当ございません。ちなみに、「不当な集中」といいますものは、1者に対して似たような免許を集中して与える、いわゆる不公平的な措置を言います。これも主に海面を想定したものと言えるものです。続きまして「免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」、これも該当ございません。必要とする同意は全て整っております。ということでございますので、結果、各者、免許を受けるに足る要件を全て満たしているということでございます。P9ページをご覧ください。ここに、参考としまして、免許するに当たっての最優先者を決定するフローを示しましたが、先ほども説明させていただきましたとおり、各々の計画につきまして各1者の申請しかございませんでしたので、自動的に各者第1位となります。以上のことから、各申請者に免許をしても何ら問題はないと認められます。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

それでは、私からなのですが、河川について、土地が他人の所有の場合はどうなんですか。

○森書記

会長さんが言われる事は、一般河川を想定しての事だと思っておりますが、例えば、長良川等で民地となっているところがあるかと思うのですが、漁業法ではその所有者の同意を得るというのが一つの規定として設けられているのですが、河川の状態になっているものは法律によりますと、「正当な理由が無ければ同意を拒めない」となっております。私どもが一番心配するところは、電源開発等、ダム等で、川を利用して事業者がおりますね。そういう人たちにとっても川の利用というのは生活なり、経営がかかっておりますので、その部分については同意書を必ず取ってもらって、調整を図ってもらう必要がありますが、通常流れている中に、ここが昔自分の土地であったところが今は川になってしまっているところについては、同意を得ておりません。といいますのは、川の状態になっているところを個人が、「この様

に活用するんだ」というところを見いだせていないのが現状ですので、その様なものがない限り、それは、漁業権の範囲として整理させてもらっています。

○戸部会長

共同漁業権についてはそのように整理されているのですか。

○森書記

そうです。

○奥村委員

うちのところにもあります。川の真ん中が個人の所有というところが。

○森書記

例えば個々の所有者に対して、それを全て拾い出して、全ての同意を得るということとは物理的に不可能だと思います。また、先ほどの法律の中で、適正な理由がない限りは漁業をすること、漁業権設定に対する同意を拒むことはできないという様な法制になっております。適正な理由といいますのは、先ほどもありましたように、例えばそこで河川占用を取って、何か事業をやるとか、そういうことが無い限りは同意を得なくてもやむを得ないのではないかとということで整理させてもらっています。

○吉澤委員

民地でも川が流れていれば、そこで魚釣りをしますので、漁業権はそこにあるということなんですね。

○戸部委員

他にございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それでは、他に無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第12号「区画漁業の免許申請に係る諮問に対する答申について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第12号については原案のとおり決定します。では、事務局、答申文案を朗読してください。

○松田書記

(答申文案の朗読)

【議第13号】

○戸部会長

それでは、議第13号「岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第13号を説明させていただきます。本議題は、「知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」の改正に伴い、標記規程を廃止するものでございます。下段に標記規程の廃止理由を

記しておりますが、当該規程は県の電子申請システム化に対応するため、それだけを目的として設けられたものでございますので、その事務が休止され、再開の目処が無いなかにあつては残しておく必要性が無く、また、残しておくことにより申請事務の混乱を招く可能性を秘めていることから廃止するものでございます。なお、システム開設以降の当該申請に係る実績は皆無でございます。P 2, 3をご覧ください。ポイントとなります条文にアンダーラインを引いておりますが、この規程の内容といたしますのは、内水面漁場管理委員会への情報公開請求を、電子組織を用いてする場合の取り決めとなっております。ただ、この規程といたしますのは「知事の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を、そのままではめただけのものでございますので、大もととなります施行規則が改正されまして、電子組織が使用できなくなると、当然、委員会の事務局も県組織の中にありますので、これが使用できなくなるということでございます。そのような中におきまして、この規程を残しておきますと、宙に浮いてしまう状態になるため廃止するというものでございます。以上でございます。

○戸部会長

ただ今事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

それではご意見等も無いようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第13号「岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の廃止について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「異議なし」の発言)

○戸部会長

ご異議がないようですので、議第13号については原案のとおり決定します。

以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、何かご発言はありませんか。

○戸部会長

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございます。

平成20年12月17日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員